

学生・教職員で、新型コロナウイルスの罹患が疑われる場合の対応フロー

①発熱や咳などの風邪症状、強いだるさ、味覚・嗅覚障害、下痢等がある学生・教職員

- ・大学構内で発症した場合は、マスクの着用等、周囲に配慮し、帰宅する（登校・出勤停止）。

②医療機関を受診・相談センターに相談・自費検査（登校・出勤停止）

- ・①の症状がある場合は、医療機関を受診し医師の指示に従うか、居住地の相談センターに相談し、必要に応じて医療機関受診または、市販の一般用（医療用）抗原検査キットで検査を実施する。
- ・1日2回（起床時・夕食後）検温し、「健康観察シート」に記載する。

※必ず行うこと。学生は「健康観察シート」を回復後に大学に提出する必要があります。

札幌市内にお住まいの方・・・救急安心センター札幌 011-272-7119（#7119） ※全て24時間受付
小樽市内にお住まいの方・・・小樽市発熱者相談センター 0120-510-010
その他の地域にお住まいの方・・・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507

- ・抗原検査、PCR検査陽性または、受診により新型コロナ感染症と診断された場合には ③へ
- ・検査（抗原検査・PCR検査）で陰性だった場合には ⑤へ

③新型コロナウイルスに感染した場合

学生は Microsoft Forms（罹患者用） で報告（電話連絡は不要）。



教職員は総務課に電話連絡する。

（電話 011-386-8111）

登校・出勤は停止とする。

⑤症状があり検査を実施し、結果が陰性の場合

学生は Microsoft Forms（体調不良者用） で報告（電話連絡は不要）。



教職員は総務課に電話連絡する。

（電話 011-386-8111）

有症状のため登校・出勤は停止とする。

※検査をしていない場合は、授業配慮の対象とはなりません。必ず検査をしたうえで入力してください。また、この配慮は 5月7日迄です。

④療養期間の終了と登校・出勤の目安

- 1) 感染が確認された場合は、保健所から指定された療養期間が終了した時。
 - 2) 療養期間が終了後、症状がある場合は②に準じて受診や相談をし、その結果、新型コロナの感染が確認されず、また、行動制限は不要と説明された時。
- 特に、体調不良が10日以上続く場合は、必ず受診して登校可能か確認してください。

⑥登校・出勤の目安

- 1) 抗原検査陰性の場合、薬を飲まない状態で症状が消失してから少なくとも24時間経過した時。ただし、体調不良が続く場合は、必ず病院を受診してください。

⑦登校・出勤可

学生は②で記載した「健康観察シート」を教育支援課で確認してもらい、「感染症による授業欠席について」を授業担当者へ提出する。

※ワクチン接種後の副反応による欠席は、授業配慮の対象とはなりません。ワクチン接種を行う場合、副反応の可能性を考慮し、計画的に接種してください。

問い合わせ先 授業、Microsoft Forms に関する問い合わせは・・・教育支援課

症状や、療養に関する問い合わせは・・・学生支援課 保健センター・保健室